

## 名古屋市移動支援事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すため、移動支援給付費を支給することをもって行う名古屋市移動支援事業の実施について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において「移動支援」とは、障害者等につき、外出時における移動中の介護を提供することであって、移動支援給付費の支給対象となるサービスのことをいう。

2 この要綱において「障害者」、「障害児」又は「保護者」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条に規定する障害者、障害児又は保護者をいう。

3 この要綱において「登録事業者」とは、名古屋市移動支援・地域活動支援事業者の登録に関する要綱に基づく登録を受けた移動支援事業者をいう。

4 この要綱において「支給決定障害者等」とは、第8条の規定により支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者をいう。

5 この要綱において「支給量」とは、一月に提供を受けることができる移動支援のサービス量を時間で表したものをいう。

### (移動支援給付費)

第3条 市長は、支給決定障害者等が登録事業者から移動支援の提供を受けたときは、支給決定の内容に基づき、移動支援に要した費用の全部又は一部を移動支援給付費として支給する。

### (移動支援の内容)

第4条 移動支援の対象とする外出及び支給量は次の各号に掲げるものとする。

(1) 社会生活上必要不可欠な外出 必要と認められる時間（ただし、障害児については、保護者が付添えない事由と状況がある場合に限り対象とする。

(2) 余暇活動等の社会参加のための外出

ア 障害者 36時間

イ 障害児 24時間（ただし、小学生は12時間、学齢未満の障害児は対象としない。）

2 次の各号に掲げる外出は移動支援の対象としない。

(1) 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出

(2) 社会通念上適当でない外出

(3) その他市長が適当でないと認める外出

3 第1項第1号に規定する外出に係る支給量は、同項第2号に規定する外出にかかる支給量へ流用することはできない。

4 移動支援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 外出時の移動の介護
- (2) 外出時の排泄、食事等の介護
- (3) 外出時の代筆、代読等
- (4) その他外出に伴い必要と認められる支援  
(移動支援の形態)

第5条 移動支援は次の各号に掲げるいずれかの形態により提供されるものとする。

- (1) 個別支援 一名の障害者等に対し一名のヘルパーにより移動支援が提供されるもの
- (2) グループ支援 複数の障害者等に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、障害者等の数をヘルパーの数で除して得た数が3未満のもの。ただし、別表1に掲げる大学修学支援事業対象者が大学修学支援事業にかかる移動支援の提供を受ける場合を除く。

2 前項第2号に規定する形態により移動支援を提供する場合は、事前にグループ支援計画を作成し当該移動支援を受ける予定の支給決定障害者等全員の同意を得なければならない。

(対象者)

第6条 移動支援給付費の支給対象者は、市内に居住地を有する障害者等であって、別表1に掲げる要件に該当する者とする。

- 2 市外に居住地を有する障害者等のうち、本市が法における援護の実施者となっている者であって、別表1に掲げる要件に該当する者は、移動支援給付費の支給対象者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、法における援護の実施者が本市以外の市町村となっている者は、移動支援給付費の支給対象者としなない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、法における重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護の対象者は、移動支援給付費の支給対象者としなない。ただし、区長が移動支援給付費の支給を行う必要があると認める者については、この限りでない。

第7条 移動支援給付費の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下「申請者」という。)は、移動支援・地域活動支援給付費支給申請書(様式第1号)を区長に提出するものとする。

(支給決定)

第8条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る障害者等の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請者の移動支援の利用に関する意向及び所得状況並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、移動支援給付費の支給の要否を判定し、支給をすることが適当であると認めるときは、支給期間、支給量、利用者負担上限月額を定め支給決定を行い、支給をすることが適当でないとき、却下決定を行うものとする。

2 区長は、前項の規定による支給決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費支給決定通知書(様式第2号)及び移動支援・地域活動支援受給者証(様式第3号)(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

3 区長は、第1項の規定による却下決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費支給申請却下通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(支給期間)

第9条 支給期間は、支給決定日から1年後の応答日が属する月の末日までの期間(支給決定日が月の初日の場合は、1年後の応答日の前日までの期間)の範囲内で区長が定めるものとする。

(申請内容の変更の届出)

第10条 支給決定障害者等は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、移動支援・地域活動支援変更届出書(様式第5号)により区長にその旨を速やかに届け出なければならない。

(受給者証の再交付)

第11条 受給者証の再交付を申請しようとする者は、移動支援・地域活動支援受給者証再交付申請書(様式第6号)を区長に提出しなければならない。

(支給量又は利用者負担上限月額の変更)

第12条 支給決定障害者等は、支給量又は利用者負担上限月額の変更を申請する場合、移動支援・地域活動支援給付費支給変更申請書(様式第7号)を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受理した場合は、当該申請に係る障害者等の障害の種類・程度及びその他の心身の状況、当該申請者の移動支援の利用に関する意向及び所得状況並びにその他必要な事項を調査又は確認のうえ、支給量、利用者負担上限月額の変更の可否を判定し、変更をすることが適当であると認めるときは、支給量、利用者負担上限月額を定め変更決定を行い、変更をすることが適当でないと認めるときは、却下決定を行うものとする。

3 区長は、前項の規定による変更決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費支給変更決定通知書(様式第8号)を交付するものとする。

4 区長は、第2項の規定による却下決定を行ったときは、申請者に対して移動支援・地域活動支援給付費変更申請却下通知書(様式第4号)を交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第13条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、移動支援給付費の支給決定を取り消すことができる。

(1) 支給決定に係る障害者等が、移動支援の提供を受ける必要がなくなったと認めるとき。

(2) 支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内に、本市以外の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき(第6条第2項に該当する場合を除く。)

(3) 支給決定障害者等が第7条の規定による申請に関し虚偽の申請をしたとき。

2 区長は、移動支援給付費の支給決定の取消しを行ったときは、その旨を移動支援給付費支給決定取消通知書(様式第9号)を申請者に交付するとともに、受給者証の返還を求

めるものとする。

(利用方法及び契約)

第14条 移動支援の提供を受けようとする支給決定障害者等は、登録事業者を受給者証を提示し、移動支援の利用及び提供について、登録事業者と契約の締結を行わなければならない。

2 登録事業者は、移動支援の利用及び提供について支給決定障害者等と契約した内容を契約内容(移動支援・地域活動支援受給者証記載事項)報告書(様式第10号)により移動支援給付費の請求日までに市長に報告しなければならない。

3 登録事業者は、移動支援の提供のつど、移動支援サービス提供実績記録票(様式第11号)に必要事項を記載し、移動支援の提供を受けた支給決定障害者等(以下「利用者」という。)の確認を受けるものとする。

(支給額)

第15条 移動支援給付費の額は、一月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 同一の月に受けた移動支援につき、別表2、別表2の2及び別表2の3によって算定した費用の額(その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)

(2) 当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して別表3で規定する額(別表3で規定する額が、別表2、別表2の2及び別表2の3によって算定した費用の額(その額が現に当該移動支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した費用の額)の100分の10に相当する額を超えるときは、当該相当する額)

(支給の方法)

第16条 移動支援給付費の支給は、市長が前条で規定する支給額を登録事業者に支払うことによって行う。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、移動支援給付費を利用者に支払うことができる。

(高額移動・地域活動サービス費の支給)

第17条 市長は、利用者が受けた移動支援について第15条の規定により算定された同一の月における利用者負担額に、同一の月に受けた障害福祉サービス、地域活動支援、日中一時受入サービス及び重度障害者入院時コミュニケーション支援事業費にかかる利用者負担額を加えて得た額が、次の各号に掲げる額のうちいずれか低い方の額を超えるときは、その超えた額を高額移動・地域活動サービス費として利用者に支給する。

(1) 37,200円

(2) 法第76条の2に規定する高額障害福祉サービス等給付費の支給対象となる場合(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の5第3項によるものを除く)は、同一の月に受けた障害福祉サービスに係る利用者負担額(請求)

第 18 条 登録事業者は、移動支援を提供した月ごとに別に定める期日までに、移動支援給付費・地域活動支援給付費請求書（様式第 12 号）に次に掲げる書類を添付して移動支援給付費の請求を市長に行うものとする。

(1) 移動支援給付費・地域活動支援給付費明細書（様式第 13 号）

(2) 移動支援サービス提供実績記録票（様式第 11 号）の写し

2 市長は、前項の請求があった場合で審査のうえ適正と認めたときは、移動支援給付費を登録事業者へ支払うものとする。

（不正利得の返還請求）

第 19 条 市長は、偽りその他不正の行為により移動支援給付費の支給を受けた者がいるときは、その者から、その移動支援給付費の額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、登録事業者が、偽りその他不正の行為により移動支援給付費の支給を受けたときは、当該登録事業者から、その移動支援給付費の額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

3 名古屋市が行う移動支援事業、地域活動支援センター事業に係る様式を定める要綱（平成 18 年 8 月 17 日施行）の廃止後においても、同要綱に定める様式は当分の間使用することができる。

4 別表 3 の規定にかかわらず、負担上限月額は、当分の間、市民税課税者のうち障害児の保護者にあつては同表に掲げる額を 4 で除して得た額、市民税課税者のうち障害者にあつては同表に掲げる額を 2 で除して得た額とする。

5 平成 19 年 7 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日における第 4 条第 1 項第 2 号イの適用については、同号イ中「24 時間」とあるのは「36 時間」と、「12 時間」とあるのは「36 時間」とする。

#### 附 則

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 1 号様式及び第 7 号様式の使用紙は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

#### 附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 5 号様式及び第 6 号様式の内紙は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 4 号様式の内紙は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定による支給申請その他の行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 7 号様式の内紙は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日に支給決定を受けている視覚障害を有する障害者等は、その支給決定期間終了日まで利用することができる。
- 3 申請、医者意見書の提出、認定調査の実施の遅れ等により、同行援護の支給決定が移動支援の支給決定期間終了日以降に行われると見込まれる場合に限り、移動支援の支給決定期間を 3 ヶ月延長することができる。ただし、この取扱いは、移動支援の支給決定期間終了日が平成 23 年 12 月 31 日以前のものに限る。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 1 号様式及び第 7 号様式の内紙は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間修正して使用することができる。

できる。

附 則

この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用するものとする。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の規定に基づいて提出されている申請書は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 1 月 1 日から施行し、平成 30 年 9 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定に基づいて作成されている第 1 号様式、第 3 号様式及び第 7 号様式の内紙は、この要綱による改正後の名古屋市移動支援事業実施要綱の規定にかかわらず、当分の間使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 2 年 12 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づいて提出されている様式は、この要綱による改正後の要綱（以下「新要綱」とい

う。)の規定に基づいて提出されたものとみなす。

3 この要綱の施行の際現に旧要綱の規定に基づいて作成されている様式は、新要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

4 新要綱の規定は、令和3年度以降の課税適用分における支給額の計算において適用し、令和2年度以前の課税分で判定する場合における支給額の計算についてはなお従前の例によるものとする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 6 条関係）

区分	要件
全身性障害者・児	外出時に移動の支援が必要（単独で外出をすることが困難）と認められる者で、「両上肢」及び「両下肢」（又は「体幹」）のいずれにも障害を有する身体障害者手帳の肢体不自由 1・2 級の者 又は、これに準ずると区長が認める者
知的障害者・児	外出時に移動の支援が必要（単独で外出をすることが困難）と認められる知的障害者・児
精神障害者・児	外出時に移動の支援が必要（単独で外出をすることが困難）と認められる精神障害者・児
大学修学支援事業対象者	地域生活支援事業の実施について（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定されている重度訪問介護利用者の大学修学支援事業の要件に該当する者

別表 2（大学修学支援事業対象者以外の場合及び大学修学支援事業対象者に大学修学支援事業に関わらない移動支援を提供する場合）（第 15 条関係）

移動支援の所要時間	個別支援の費用の額
20 分～30 分	2,500 円
30 分超～1 時間	3,100 円
1 時間超～1 時間 30 分	3,300 円
1 時間 30 分超～2 時間	3,800 円
2 時間超～2 時間 30 分	4,600 円
2 時間 30 分超～3 時間	5,400 円
3 時間超～3 時間 30 分	6,000 円

(注) 1 移動支援の所要時間（以下「所要時間」という。）が 3 時間 30 分を超える場合の個別支援の費用の額は、6,000 円に所要時間 3 時間 30 分から計算して提供時間 30 分を増すごとに 800 円を加算した額とする。

(注) 2 当該移動支援に要する費用には、交通費、食費、入場料などの通常利用者が負担すべき費用は含まない。

(注) 3 所要時間が 1 時間を超える通学又は通所（以下「通所等」という。）に係る片道支援については、1 回につき 500 円を加算する。

(注) 4 同一事業所が 1 日に複数回の支援を実施する場合には、一の支援の終了時刻から他の支援の開始時刻までの時間が 2 時間未満であるときは、これらの支援の所要時間を合算し 1 回の支援として算定する。

別表 2 の 2 (大学修学支援事業対象者に大学修学支援事業に係る移動支援を提供する場合)  
(第 15 条関係)

移動支援の所要時間	個別支援の費用の額
20 分～30 分	1,135 円
30 分超～1 時間	2,270 円
1 時間超～1 時間 30 分	3,405 円
1 時間 30 分超～2 時間	4,540 円
2 時間超～2 時間 30 分	5,675 円
2 時間 30 分超～3 時間	6,810 円

(注) 1 移動支援の所要時間(以下「所要時間」という。)が3時間を超える場合の個別支援の費用の額は、6,810円に所要時間3時間から計算して提供時間30分を増すごとに1,135円を加算した額とする。

(注) 2 各事業所が各利用者に行う各日1回目の支援に限り、1,500円を加算する。

(注) 3 同一事業所が1日に複数回の支援を実施する場合においては、一の支援の終了時刻から他の支援の開始時刻までの時間が2時間未満であるときは、これらの支援の所要時間を合算し1回の支援として算定する。

(注) 4 第15条第2号に定める費用の額の算定を行う場合においては、10円未満を切り捨てる。

別表 2 の 3 (第 15 条関係)

移動支援の所要時間	グループ支援の基準額	グループ支援の費用の額
20 分～30 分	2,300 円	移動支援の所要時間に応じたグループ支援の基準額に100分の70を乗じて得た額の100円未満を切上げた額
30 分超～1 時間	2,900 円	
1 時間超～1 時間 30 分	3,300 円	
1 時間 30 分超～2 時間	4,000 円	

(注) 1 移動支援の所要時間(以下「所要時間」という。)が2時間を超える場合のグループ支援の基準額は、4,000円に所要時間2時間から計算して提供時間30分を増すごとに800円を加算した額とする。

(注) 2 当該移動支援に要する費用には、交通費、食費、入場料などの通常利用者が負担すべき費用は含まない。

(注) 3 所要時間が1時間を超える通所等に係る片道支援については、1回につき500円を加算する。

(注) 4 同一事業所が1日に複数回の支援を実施する場合においては、一の支援の終了時刻から他の支援の開始時刻までの時間が2時間未満であるときは、これらの支援の所要時間を合算し1回の支援として算定する。

別表3（第15条関係）

所得区分	生活保護等、市民税非課税者	市民税課税者
負担上限月額	0円	7,200円

- (注) 1 生活保護等とは、生活保護受給者、生活保護境界層対象者をいう。
- (注) 2 「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」に基づく支援給付の受給者及び境界層対象者については、生活保護等として取り扱う。
- (注) 3 複数の障害児にかかる支給決定を受ける保護者の場合は、保護者の負担上限月額を障害児の数で除した額を、各障害児にかかる負担上限月額とする。
- (注) 4 障害児の保護者も障害者として支給決定を受けている場合は、保護者本人の障害者としての負担上限額を保護者と障害児を合わせた数で除して得た額を、一人当たりの負担上限額とする。
- (注) 5 「児童福祉法（第27条第1項第3号）」に基づき、里親若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に委託された障害児にかかる支給決定を受ける保護者については、市民税非課税者として取り扱う。